

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月12日
【四半期会計期間】	第54期第3四半期（自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日）
【会社名】	菱洋エレクトロ株式会社
【英訳名】	RYOYO ELECTRO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大内 孝好
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目12番22号
【電話番号】	(03) 3543 - 7711
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 堀切 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目12番22号
【電話番号】	(03) 3543 - 7710
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 堀切 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 菱洋エレクトロ株式会社大阪支店 （大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第3四半期 連結累計期間	第54期 第3四半期 連結累計期間	第53期
会計期間	自平成24年2月1日 至平成24年10月31日	自平成25年2月1日 至平成25年10月31日	自平成24年2月1日 至平成25年1月31日
売上高 (百万円)	64,784	67,781	87,183
経常利益 (百万円)	663	1,380	909
四半期(当期)純利益 (百万円)	340	918	423
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	103	2,120	872
純資産額 (百万円)	60,534	62,677	61,303
総資産額 (百万円)	71,714	77,553	72,490
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	13.17	35.56	16.40
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	13.15	35.43	16.37
自己資本比率 (%)	84.3	80.7	84.5

回次	第53期 第3四半期 連結会計期間	第54期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年8月1日 至平成24年10月31日	自平成25年8月1日 至平成25年10月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.91	10.30

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、米国経済の回復や欧州経済の底入れ、さらには日本政府の経済政策により輸出・生産動向に改善が見られ、先々に向けて景気回復への期待感が高まっています。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、産業向けなど半導体関連の一部分野で徐々に需要回復の動きが見え始めたほか、コンピュータ関連についてもインフラ系を中心にIT関連投資は比較的堅調に推移しています。

このような環境の中で当社グループは、主力商品の各種半導体や、システム情報機器・ネットワーク関連商品等の販売、さらには中長期的な収益の拡大に向けた高付加価値型のサービス・ソリューションの展開に努めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は677億81百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は11億42百万円（前年同期比86.0%増）、経常利益は13億80百万円（前年同期比108.1%増）、四半期純利益は9億18百万円（前年同期比169.9%増）となりました。

売上高の品目別の概況は次のとおりです。

（半導体）

売上高は346億42百万円で、前年同期より14億51百万円（4.4%）増加しました。

・集積回路の売上高は226億10百万円で、前年同期より1億69百万円（0.7%）減少しました。

これは、パソコン向けMPUが減少したためです。

・半導体素子の売上高は120億32百万円で、前年同期より16億21百万円（15.6%）増加しました。

これは、産業機器向けパワー半導体が増加したためです。

（システム情報機器）

売上高は258億72百万円で、前年同期より9億36百万円（3.8%）増加しました。

これは、パソコンや組込み機器向けソフトウェアが増加したためです。

（電子部品他）

売上高は72億66百万円で、前年同期より6億9百万円（9.2%）増加しました。

これは、通信や産業用途向け液晶が増加したためです。

セグメントの業績概況は次のとおりです。

日本

産業機器向けパワー半導体が増加したことにより、外部顧客への売上高は560億65百万円となり、前年同期より23億48百万円（4.4%）増加し、セグメント利益は9億75百万円となり、前年同期より4億42百万円（83.1%）増加しました。

アジア

通信用途向け液晶が増加したことにより、外部顧客への売上高は117億16百万円となり、前年同期より6億48百万円（5.9%）増加し、セグメント利益は1億71百万円となり、前年同期より85百万円（99.5%）増加しました。

なお、四半期連結損益計算書上の営業利益の金額は、上記の各セグメント利益に調整を行い算定しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	119,628,800
計	119,628,800

【発行済株式】

種 類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年12月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
普通株式	28,800,000	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	28,800,000	同 左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年9月26日
新株予約権の数	500個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年9月28日～平成65年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 579円(注)3 資本組入額 290円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会 の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり578円)を合算しております。

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)6に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1及び(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年8月1日～ 平成25年10月31日	-	28,800,000	-	13,672	-	13,336

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,973,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,782,300	257,823	
単元未満株式	普通株式 44,100		
発行済株式総数	28,800,000		
総株主の議決権		257,823	

【自己株式等】

平成25年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
菱洋エレクトロ(株)	東京都中央区築地 1 12 22	2,973,600	-	2,973,600	10.33
計		2,973,600	-	2,973,600	10.33

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年2月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,226	14,052
受取手形及び売掛金	23,295	24,546
有価証券	10,999	6,997
商品及び製品	11,348	14,915
繰延税金資産	119	247
その他	583	1,096
貸倒引当金	20	14
流動資産合計	59,551	61,841
固定資産		
有形固定資産	265	242
無形固定資産	602	542
投資その他の資産		
投資有価証券	10,884	13,498
その他	1,188	1,432
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	12,070	14,928
固定資産合計	12,938	15,712
資産合計	72,490	77,553
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,937	12,198
未払法人税等	180	384
未払消費税等	21	43
賞与引当金	110	264
その他	904	607
流動負債合計	10,153	13,498
固定負債		
退職給付引当金	889	905
繰延税金負債	46	379
その他	95	92
固定負債合計	1,032	1,377
負債合計	11,186	14,876

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,672	13,672
資本剰余金	13,336	13,336
利益剰余金	37,987	38,131
自己株式	3,295	3,295
株主資本合計	61,700	61,843
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	514	1,077
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	962	323
その他の包括利益累計額合計	447	754
新株予約権	50	79
純資産合計	61,303	62,677
負債純資産合計	72,490	77,553

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年10月31日)
売上高	64,784	67,781
売上原価	59,181	61,755
売上総利益	5,602	6,026
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	1	7
給料及び賞与	1,953	1,919
賞与引当金繰入額	181	264
退職給付費用	138	103
賃借料	320	268
減価償却費	119	137
その他	2,274	2,197
販売費及び一般管理費合計	4,988	4,883
営業利益	614	1,142
営業外収益		
受取利息	107	147
受取配当金	39	41
仕入割引	6	8
為替差益	-	0
その他	22	46
営業外収益合計	176	244
営業外費用		
売上割引	1	2
為替差損	100	-
有価証券評価損	-	2
固定資産廃棄損	10	0
その他	15	0
営業外費用合計	127	7
経常利益	663	1,380
特別利益		
投資有価証券売却益	-	15
特別利益合計	-	15
税金等調整前四半期純利益	663	1,396
法人税、住民税及び事業税	322	584
法人税等調整額	0	107
法人税等合計	322	477
少数株主損益調整前四半期純利益	340	918
四半期純利益	340	918

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年2月1日 至 平成24年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	340	918
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	120	562
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	116	639
その他の包括利益合計	236	1,201
四半期包括利益	103	2,120
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	103	2,120
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年2月1日 至 平成24年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年10月31日)
減価償却費	119百万円	146百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年2月1日 至 平成24年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年4月26日 定時株主総会	普通株式	387	利益剰余金	15	平成24年1月31日	平成24年4月27日
平成24年8月29日 取締役会	普通株式	387	利益剰余金	15	平成24年7月31日	平成24年10月1日

2. 株主資本の金額の著しい変動

平成24年2月23日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、平成24年3月2日付で自己株式1,000,000株を消却いたしました。これにより、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ11億8百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年2月1日 至 平成25年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年4月25日 定時株主総会	普通株式	387	利益剰余金	15	平成25年1月31日	平成25年4月26日
平成25年8月29日 取締役会	普通株式	387	利益剰余金	15	平成25年7月31日	平成25年10月1日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年10月31日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	日本	アジア	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	53,716	11,067	64,784	-	64,784
セグメント間の内部売上 高又は振替高	3,739	168	3,908	3,908	-
計	57,456	11,236	68,692	3,908	64,784
セグメント利益	532	86	618	4	614

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年2月1日至平成25年10月31日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	日本	アジア	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	56,065	11,716	67,781	-	67,781
セグメント間の内部売上 高又は振替高	4,835	103	4,938	4,938	-
計	60,900	11,819	72,720	4,938	67,781
セグメント利益	975	171	1,147	4	1,142

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	13円17銭	35円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	340	918
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	340	918
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,827	25,826
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	13円15銭	35円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	49	93
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

平成25年11月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 600,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.3%)
 - (3) 株式の取得価額の総額 720,000,000円(上限)
 - (4) 取得期間 平成25年11月29日から平成25年12月30日まで
 - (5) 取得の方法 市場買付
3. 四半期報告書提出日現在における取得状況
- (1) 取得した株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得した株式の総数 512,500株
 - (3) 株式の取得価額の総額 558,872,000円

2【その他】

平成25年8月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額.....387百万円
- (ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年10月1日

(注) 平成25年7月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月12日

菱洋エレクトロ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 高弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている菱洋エレクトロ株式会社の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年2月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、菱洋エレクトロ株式会社及び連結子会社の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年11月28日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し、自己株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。